令和 年度 町 民税 給 与 支 払 報 告 に係る給与所得者異動届出書

大変	神石高原町長 あて				下 所 在 地 フリガナ 氏名又は名称									指分	数収義務者		
カー		令和 年 月	日提出 者 **											老 件		内線	()
月から 月から 月から 月から 日 日 日 日 日 日 日 日 日		フリガナ 氏名 生年月日 年月			(ア) (イ) 特別徴収税額 徴収済程		額 未徴収税額			 		動の) 事 由	異動後の	未徴収		
7	所						月	から		月から			2	. 転		出	引後収禁
異動後の 由		1月1日 神石高	原町					まで				右か 5 番号 6 7	. 死 . 支払 そ	亡 出少額(B)・不定期(C) 併・解散 の 他	グ 亡 右から (()) 番号を 2. 一 散 他	括徵収	
##別像収養務者 指 定 番 号 所 在 地 フリガナ 医						円		円		P	9	目	4	由・理由	乙欄該当(D	3. 賞	· 通 像 収 ぶ 人 納 付)
渡 先 着	新帕	特別徴収義務者 指定番号 〒					人番号		月分(月日納入期						月日納入期限		
大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	務務	フリガナ						連	名								
理 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 由 者から 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円 対入します。 3. 普通徴収の場合 理 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 月 日 円 対入します。 3. 普通徴収の場合 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため		(氏名又は名称						先	話			内線()			番号を 1. 必要	2.不要
1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 理 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が 由 表徴収税額(ウ)以下であるため ※ 町 記 ・ 未徴収税額(ウ)以下であるため ・	理	理 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため						. V.	後収予定月日 後収予定額 左記の一括徴収した税額は、 (上記(ウ)と同額) 月分(月日前入期限分) (対しており、 対しており、 対してはなり、 対してはなりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりにな						朝限分)で		
【型	3.	普通徴収の場合							□事業	<u></u> ぎ所あて							
■		2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が 者から 番号を 乗りを 乗りる					記入欄										